

令和2年度 第1回徳島県環境影響評価審査会

次 第

日時 令和2年6月5日（金）13：30～

場所 特別大会議室（県万代庁舎10階）

1 開会

2 議題

1) 徳島県環境影響評価審査会長等の選任について

2) (仮称) 那賀・勝浦風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審議について

3) (仮称) 那賀・海部・安芸風力発電事業に係る計画段階環境配慮書の審議について

4) その他（今後の予定等）

3 閉会

徳島県環境影響評価審査会委員

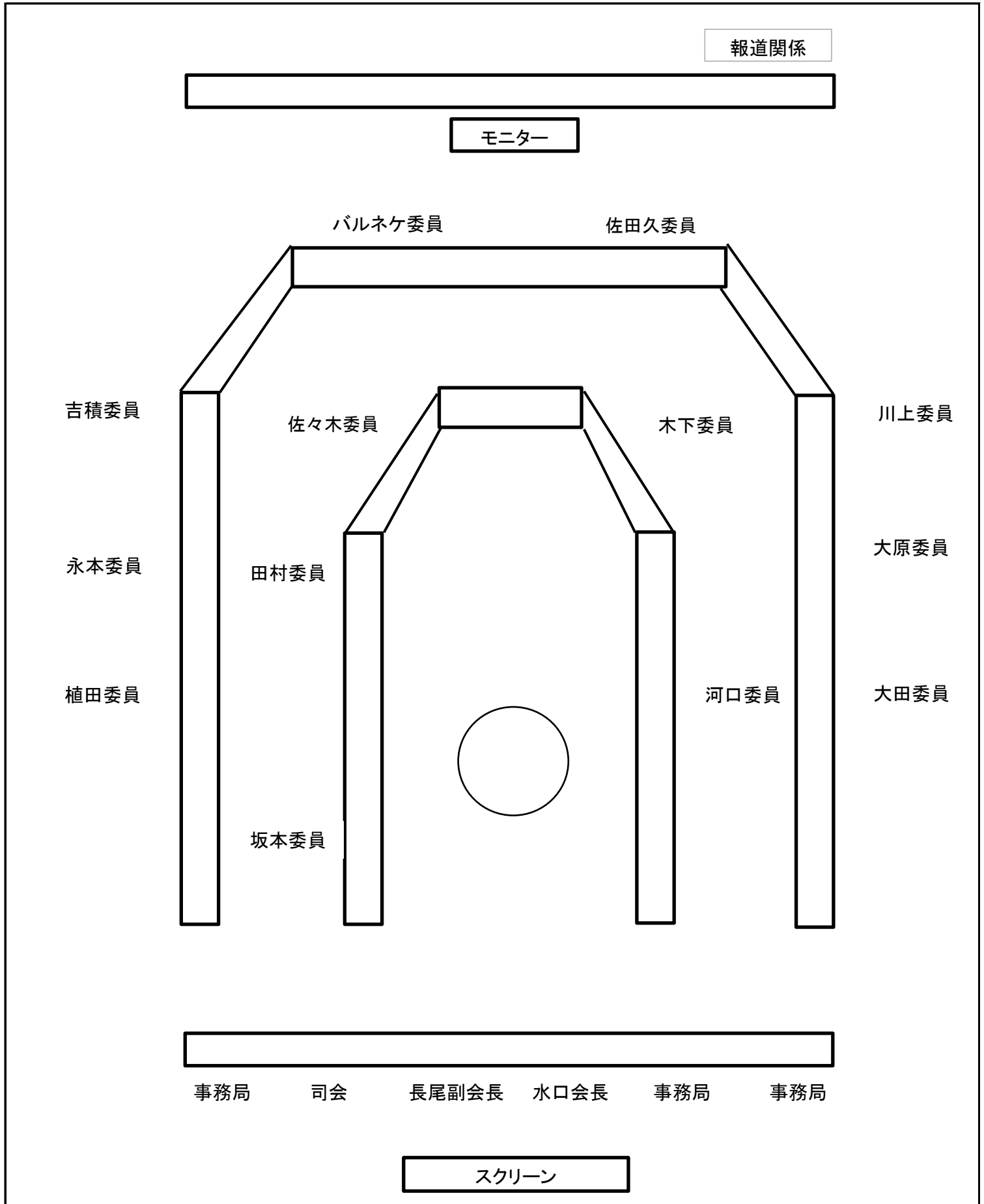
	氏 名	職 名
1	植田 和美	元四国大学短期大学部教授
2	大田 直友	阿南工業高等専門学校創造技術工学科准教授
3	大原 賢二	徳島県立佐那河内いきものふれあいの里ネイチャーセンター長
4	尾野 薫	宮崎大学地域資源創成学部講師
5	川上 周司	阿南工業高等専門学校創造技術工学科准教授
6	河口 洋一	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授
7	木下 覺	徳島県植物研究会会長
8	佐々木 千鶴	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授
9	佐田久 幸子	公益社団法人徳島県建築士会副会長
10	坂本 真理子	NPO法人郷の元気副代表理事
11	高柳 俊夫	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
12	田村 隆雄	徳島大学大学院社会産業理工学研究部准教授
13	長尾 文明	徳島大学大学院社会産業理工学研究部教授
14	永本 能子	オハナ法律事務所弁護士
15	野村 美加	香川大学農学部教授
16	バルネケ マミ	元社団法人徳島県獣医師会理事
17	松田 春菜	四国大学全学共通教育センター講師
18	水口 裕之	徳島大学名誉教授
19	三好 真千	徳島文理大学理工学部講師
20	吉積 幸二	元徳島県保健環境センター所長

(50音順, 敬称略)

徳島県環境影響評価審査会(令和2年度第1回) 配席図

令和2年6月5日(金) 午後1時30分から

徳島県庁 10階 大会議室

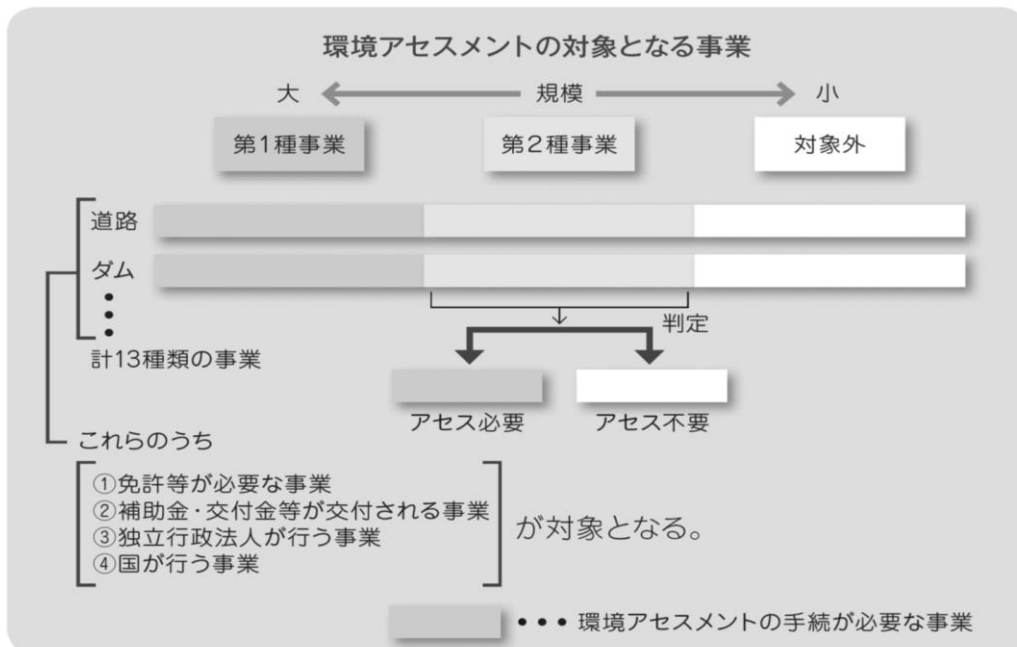


環境影響評価法・徳島県環境影響評価条例の概要



環境省アセスメント制度のあらましパンフP1(抜粋)

環境影響評価法の対象事業



環境省アセスメント制度のあらましパンフP4(抜粋)

環境影響評価対象事業の規模一覧

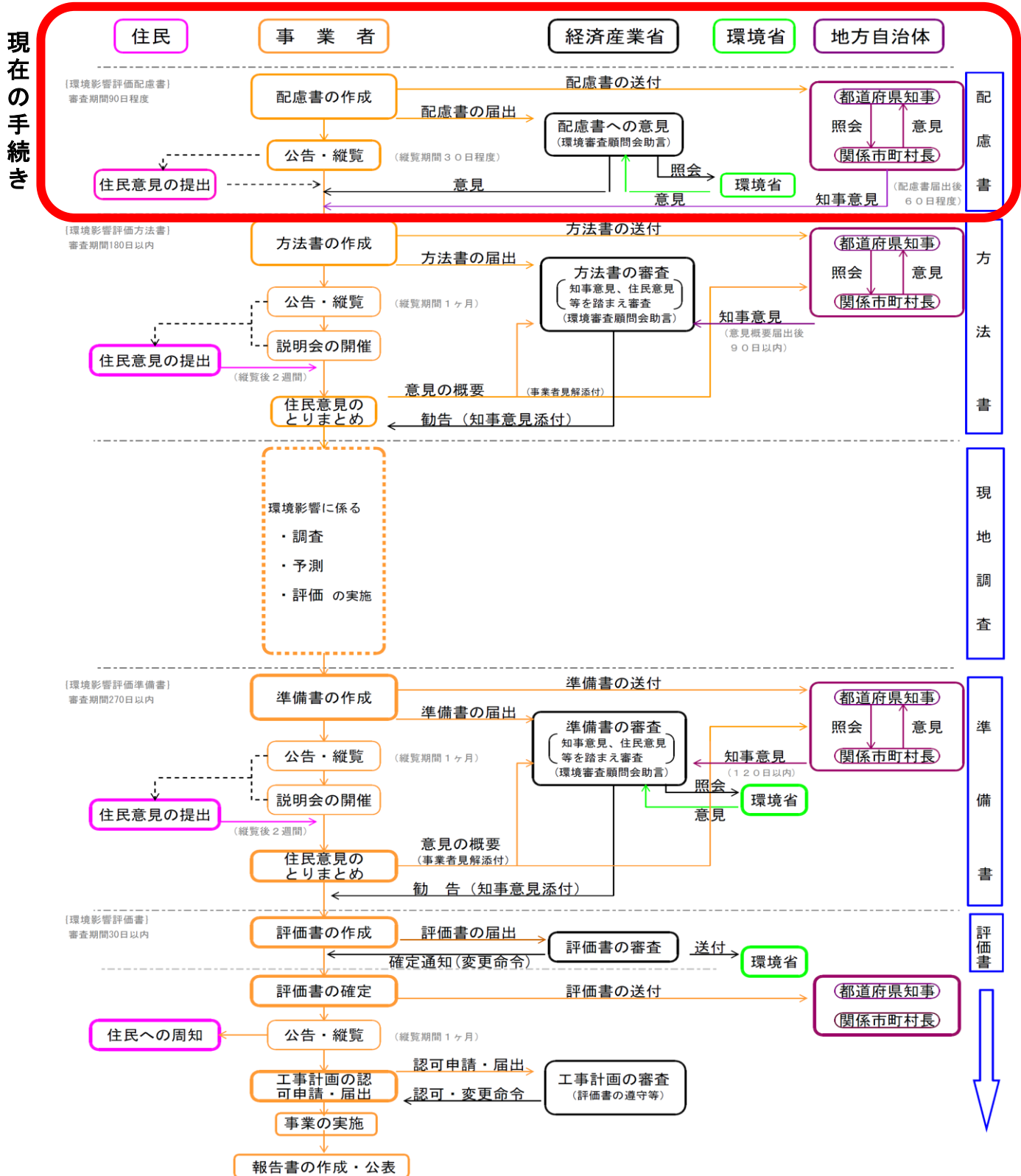
対象事業		環境影響評価法		徳島県環境影響評価条例		
		第1種事業	第2種事業	第1種事業	第2種事業	
1	道路	高速道路	すべて	—		
		一般国道	10km以上(4車線以上)	7.5km以上	7.5km以上(4車線以上)	5～7.5km
		県道、市町村道等			7.5km以上(")	5～7.5km
		大規模林道	20km以上(幅6.5m以上)	15km以上	15km以上(幅6.5m以上)	10～15km
		農業用道路			15km以上(")	10～15km
2	河川	ダム	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
		堰	湛水面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
		放水路	改変面積100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha
3	鉄道	新幹線	すべて	—		
		普通鉄道	10km以上	7.5km以上	7.5km以上	5～7.5km
		軌道(普通鉄道相当)	10km以上	7.5km以上	7.5km以上	5～7.5km
4	飛行場	滑走路長 2,500m以上	1,875m以上	1,875m以上	1,250～1,875m	
5	発電所	水力発電所	出力3万kw以上	2.25万kw以上	2.25万kw以上	1.5～2.25万kw
		火力発電所(地熱以外)	出力15万kw以上	11.25万kw以上	11.25万kw以上	7.5～11.25万kw
		火力発電所	出力1万kw以上	7,500kw以上	7,500kw以上	5,000～7,500kw
		原子力発電所	すべて	—		
		風力発電所	出力1万kw以上	7,500kw以上	7,500kw以上	5,000～7,500kw
		太陽電池発電所	出力4万kw以上	3万kw以上	3万kw以上	2万kw～3万kw
6	廃棄物処理施設	一般廃棄物焼却施設			150t/日以上	100～150 t/日
		産業廃棄物焼却施設			150t/日以上	100～150 t/日
		し尿処理施設			150kl/日以上	100～150 k日
		廃棄物処分場	30ha以上	25ha以上	25ha以上	15～25ha
7	公有水面の埋立て及び干拓	50ha超	40ha以上	40ha超	25～40ha	
8	土地区画整理事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
9	新住宅市街地開発事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
10	工業団地造成事業	100ha以上	75ha以上	70ha以上	35～70ha	
11	新都市基盤整備事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
12	流通業務団地造成事業	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
13	住宅団地の造成事	100ha以上	75ha以上	75ha以上	50～75ha	
14	工場・事業			排ガス量10万m3/時以上	5～10万m3/時	
				排水量1万m3/日以上	5～1万m3/時	
15	下水道終末処理場			人口10万人以上	5～10万人	
16	岩石又は砂利の採取			50ha以上	25～50ha	
17	レクリエーション施設	第2種特定工作物(造成面積)			50ha以上	25～50ha
		自然公園(造成面積)			50ha以上	25～50ha
		都市公園(施行区域)			75ha以上	50～75ha
18	農用地の造成事業			75ha以上	50～75ha	
19	畜産施設の設置(造成面積)			50ha以上	25～50ha	
20	複合事業			規則で規定	規則で規定	

※第1種事業：必ず環境アセスメントの手続を行う必要のある事業。

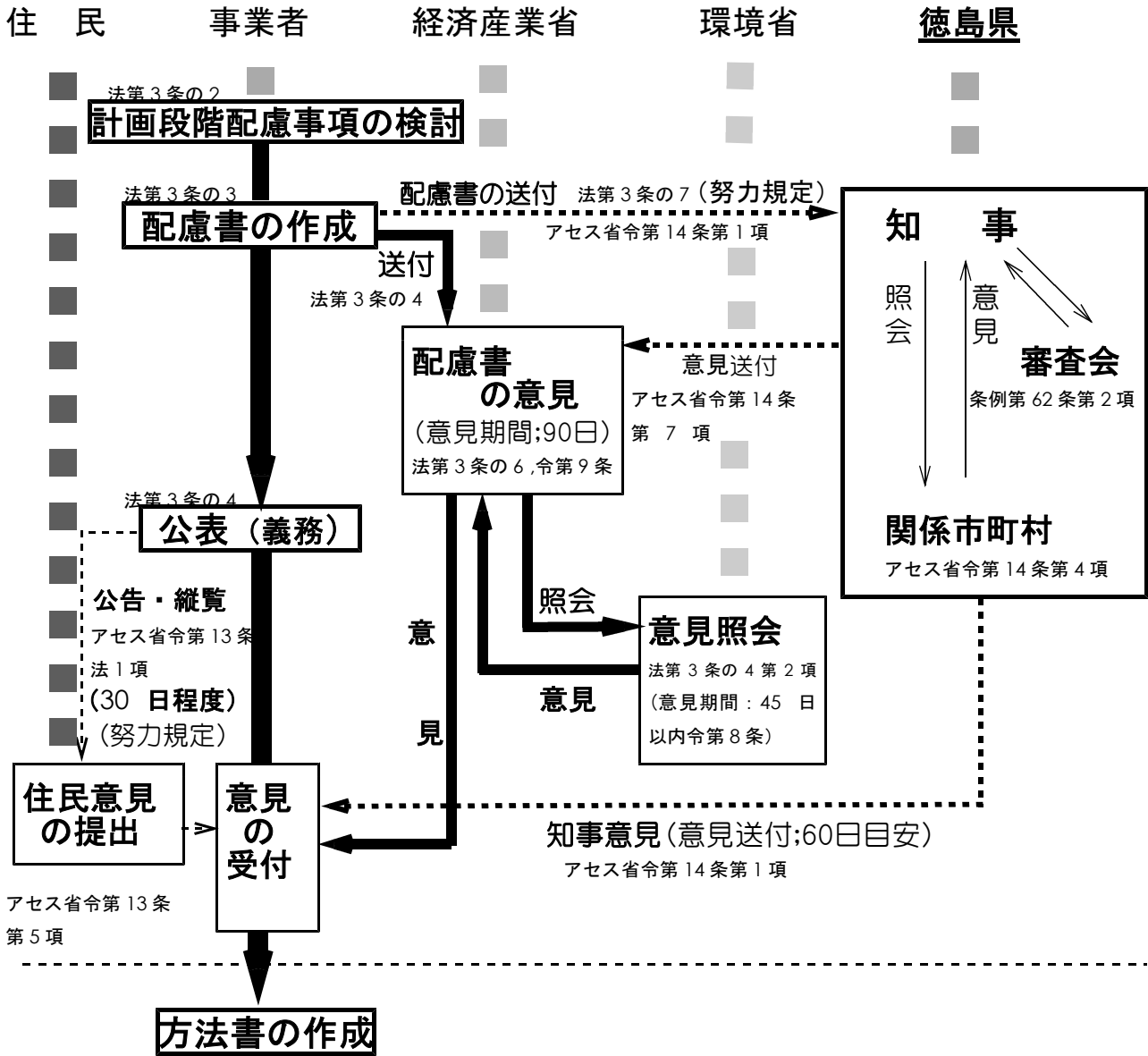
第2種事業：環境アセスメントの手続が必要かどうか個別に判定する事業

発電所に係る環境影響評価の手続きフロー図

1. 第1種事業



【配慮書の手続き（第1種発電事業）】



★ 配慮書における検討項目について（通産省省令第54号第5条第3項による）

環境影響評価における環境要素

環境の自然的構成要素の良好な状態の保持	大気環境	大気質、騒音・超低周波音、振動、悪臭、その他
	水環境	水質、底質、地下水、その他
	土壌環境・その他の環境	地形・地質、地盤、土壌、その他
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全	植物、動物、生態系	
人と自然との豊かな触れ合い	景観、触れ合い活動の場	
環境への負荷	廃棄物等、温室効果ガス等	

注)：実際の評価の場面では、事業ごとに各主務省令で定められている「参考項目」を参考として、上記の環境要素の中から評価項目を選定する。